

京丹後市入札監視委員会(平成 27 年度第 2 回) 議事概要

開 催 日 時	平成 28 年 2 月 1 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	
開 催 場 所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 3 号館 2 階 特別会議室 (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため 2 会場となる。	
出席委員氏名 (職業)	委員長 <small>かくだ あきら</small> 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委員 <small>たなべ やすお</small> 田辺 保雄 (弁護士) 委員 <small>むらお けん</small> 村尾 慎哉 (公認会計士)	
議 事 概 要	1 開会あいさつ (<small>なかにし</small> 中西財務部長) 2 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 3 次回抽出委員の選出 角田委員長を選出 (五十音順で持ち回り) 4 次回開催日程の調整 5 その他 6 閉会あいさつ (<small>なかにし</small> 中西財務部長)	
審 議 対 象 期 間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 27 年 9 月 30 日	
抽 出 案 件	総件数 8 件	(備考) 対象件数 97 件
一 般 競 争 入 札	3 件	
公 募 型 指 名 競 争 入 札	—	
通 常 指 名 競 争 入 札	2 件	
随 意 契 約	3 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問 別紙のとおり	回 答 等 別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、違算の対応策の徹底については、過去から何回かお願いさせていただいているが、今回発生した違算についても極めて基本的な積算誤りによるものであり、防止策の実際の運用は機能していないのではとも思われるので、再度違算が生じる原因をきちんと分析し、防止策の運用の徹底を願いたいこと。 最終的に落札されたケースにおいても、入札監視委員会の抽出案件となったものについては内訳書の分析を委員会の前にしておいていただきたいこと。 抽出案件にもある災害復旧工事については、結果的に工事の着工が 2 か月ほど遅れたことになり、今後も同様の工事がないとも	

限らないので、市民生活を確保するために重要なことであり入札参加資格者名簿の充実を市のほうからも積極的に検討願いたいこと。

競争入札制度が適正なかたちで運営されていくために、入札の不調や不落となった原因をできるだけ追求し今後に反映できる助けとなるよう、状況把握のために業者へのヒアリングを心がけていただきたいこと。

別紙

「2 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 京丹後市立弥栄中学校普通教室等空調化工事（機械設備工事）・・・一般競争入札

※ 地方自治法施工令第167条の2第1項第8号の規定による不落随契で、落札率が99.5%と高い案件(他の同種工事と比較して落札率が高い)。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 落札率について (1)</p> <p>同時期に入札の行われた同種工事(各中学校空調化工事における機械設備工事)と比較して落札率が高い要因として、どのように分析しているか。</p>	<p>本案件と他の同種工事の工事内容に大きな違いはありませんが、設置する空調機器等の台数の差により見積単価に差が生じ、落札額及び落札率が高くなったということが要因であると推測しています。</p>
<p>○ 落札率について (2)</p> <p>本案件と他の同種工事の空調機器の台数に大きな差があるのか。</p>	<p>大きな差はありませんが、本案件の弥栄中学校のほうが教室数も多く、特にランチルームにも設置しておりますので台数は多くなっております。</p>
<p>○ 落札率について (3)</p> <p>空調機器の台数に大きな差がないとすると、このような落札率の差となった原因がどのあたりにあるのかというのが少し判断しにくいですが、どのように考えるか。</p>	<p>担当課のほうでもいろいろ分析しましたが、台数の違いで積み上がってきた結果の差ということでの分析に留まっております。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (1)</p> <p>本案件及び同種工事の案件に係る入札参加業者は同じ業者となっているのか。</p>	<p>今回の工事は同時期に入札を行っており、市の格付け基準に基づきA等級及びB等級の同一参加業者による入札となっています。</p>
<p>○ 工事の施工について (1)</p> <p>本案件と他の同種工事の案件の空調の機器のメーカー等は同様のものとなっているのか。</p>	<p>指定した容量、能力等を満たすものということで、メーカーの指定はしていませんので、各学校毎に設置機器のメーカーは違います。</p>
<p>○ 落札率について (意見)</p> <p>何故こういう同様の案件でこれだけの価格差が出るのかというこ</p>	<p>わかりました。検討し、次回報告させていただきます。</p>

<p>とについて、見積りに特別な理由があるのではないかと考えられるので、もう一度検討、分析していただき、次回の委員会で報告をお願いしたい。</p>	
---	--

2 京丹後市立丹後中学校普通教室等空調化工事（電気設備工事）・・・随意契約

※ 初度の一般競争入札において不落となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 初度の入札について (1) 初度の一般競争入札で不調となった原因について、どのように分析しているか。</p>	<p>設計と業者単価を比較した結果、電灯設備や構内配電線路の資材等の単価の差、及び複合単価とした分電盤の積算の差によるものが大きいと分析しています。</p>
<p>○ 設計金額について (1) 初度の一般競争入札において、分電盤の積算について、設計図書からなかなか読み取れない状況があったということか。もう少し情報開示すれば、入札が成立すると考えたらよいか。</p>	<p>市が閲覧設計図書を提示する際に、分電盤につきましては一式計上という形で提示していますので、その一式工事に含まれるいろいろな単価を探す作業が若干業者のほうでできず今回の差となったと考えられますので、今後市が提示する内訳書をもう少し詳細に提示すれば、その差額は若干縮小されるのではないかと考えます。</p>
<p>○ 見積金額について (1) 随意契約時の見積徴取について、市から積算に係る追加情報を提示するのか。</p>	<p>入札時の業者から提出される内訳書と市の設計書とを比較・分析し、明らかに価格差があるものについては差の縮小が可能かという判断のもとに交渉を行っていくことになります。</p>
<p>○ 入札不調等について (1) 初度の一般競争で不調となった原因を分析するために、入札参加業者に対しヒアリング等を行ったか。</p>	<p>行っていません。</p>
<p>○ 入札不調等について (意見)</p>	

意見・質問	回答等
<p>入札不調となった原因をできるだけ解消し、今後入札がスムーズに行えるように、情報収集に努めていただきたい。</p>	<p>検討していきたいと思えます。</p>

3 京丹後市立久美浜病院栄町医師住宅改築工事（機械設備工事）・・・一般競争入札

※ 初度の一般競争入札において不調となり、設計内容の見直しを行い、同一条件により再度入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 初度の入札について (1) 初度の一般競争入札で不調となった原因について、どのように分析しているか。</p>	<p>共通費等の諸経費の算定率について、市と業者の算定に差があり、その結果著しく工事価格が低くなったことが要因であると分析しています。</p>
<p>○ 設計内容の見直しについて (1) 再度入札において、設計内容をどのように見直したか。</p>	<p>履行期限内に工事を完成するために、初度の入札時に含んでいました建物の解体撤去工事を切り離し、新築部分の工事のみに変更し、再度入札を行いました。また解体撤去工事については随意契約としました。</p>
<p>○ 設計内容の見直しについて (2) 建物の解体撤去工事に係る随意契約の受注者、初度及び再度の入札参加業者と同じか。</p>	<p>建築主体工事と電気設備工事を受注された 2 業者が入札参加資格要件に必要となる管工事の資格を所有しており、この 2 業者に対し見積徴取を行った結果、建築主体工事の受注者を随意契約の受注者としました。</p>
<p>○ 再度入札について (1) 解体撤去工事が切り離されているため、再度入札時の入札額は初度入札時より低くなるが、初度の入札時の参加者の入札額が再度入札時に高くなっているのはなぜか。</p>	<p>初度の入札が全者最低制限価格未満で失格となったため、参加業者は入札額が最低制限価格より大幅に低かったと判断されたためと推測しています。</p>
<p>○ 再度入札について (2)</p>	

意見・質問	回答等
<p>落札業者が初度の入札に参加せず、再度入札から参加された理由は何か。</p>	<p>初度の入札時には技術者の配置が不可能だったが、入札は不調となり、再度入札までの期間が1か月以上開いたことで技術者の配置が可能となり、入札に参加したということが想定されます。</p>
<p>○ 設計金額について (1) 諸経費の積算のルールは何かあるのか。</p>	<p>国土交通省が公開しています「公共建築工事共通費積算基準」を採用しており、このことは入札の仕様書にも明記しています。</p>
<p>○ 初度の入札について (2) 諸経費の積算について仕様書で提示されているのに、何故業者は算定率を低く積算したのか。</p>	<p>諸経費が低かった理由について業者に確認しておりませんが、落札するために最低制限価格額に近い入札額の積算を行うために諸経費の部分を安く設定したのではないかと想定されます。</p>

4 網野駅トイレ整備工事（機械設備工事） … 一般競争入札

※ 初度の一般競争入札において不落となり、設計内容の見直しを行い、同一条件により再度入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 初度の入札について (1) 初度の一般競争入札で不落となった原因について、どのように分析しているか。</p>	<p>浄化槽撤去工事が高く設定されていたことが要因であると分析しています。</p>
<p>○ 再度入札について (1) 再度入札時に、浄化槽の情報を追加したのか。</p>	<p>初度の入札時に浄化槽の品番を見落としした可能性があるかと判断し、再度入札時には浄化槽の詳細図を新たに追加して添付しました。</p>
<p>○ 設計内容の見直しについて (1) 再度入札において、どのような設計内容の見直しが行われたのか。</p>	<p>今年度整備する他の駅との整合性を図るため、ベビーカー2台の追加を行いました。</p>
<p>○ 入札結果の確認について (1) 再度入札において、落札業者の内訳書の内容の確認は行ったのか。内訳書については、落札された場合に</p>	<p>落札した場合の内訳書について、市の設定と著しく乖離している場合は点検を行う場合もありますが、予定価格以下で落札していれば適正であると判断し、通常は内容の確</p>

意見・質問	回答等
<p>は基本的に内容の確認は行わないのか。</p>	<p>認は行っていません。</p>
<p>○ 入札参加業者について (1) 入札参加者が初度の入札時は 5 者から、再度入札時には 3 者に減少しているが、その要因はコスト的なものか。</p>	<p>入札参加者の減少については業者に確認しておらず、分析していません。</p>
<p>○ 入札不落等について (意見) 本案件にもあるように、情報開示をしっかりといただき、入札が 1 回でスムーズに行われるように検討をお願いしたい。</p>	<p>わかりました。</p>

5 平成 27 年度 京丹後市大宮最終処分場浸出処理施設整備工事・・・指名競争入札

※ 最低制限価格を設定していない案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 最低制限価格の設定について (1) 最低制限価格を設定しない理由は何か。</p>	<p>本案件は最低制限価格を設定せずとも契約内容の履行が確保できる案件であると判断し、市の運用基準に基づき最低制限価格の設定をしていません。</p>
<p>○ 最低制限価格の設定について (2) 最低制限価格の運用基準の適用については担当部署で決定できるのか。あるいは第三者機関のようなところで決定するのか。</p>	<p>入札執行にあたっては、入札契約課のほうで判断し、決定しています。</p>
<p>○ 最低制限価格の設定について (3) 本案件について、最低制限価格を設けると何らかの支障が出るのか。最低制限価格を設けないほうが、落</p>	<p>最低制限価格を設定する目的が、不当に低い金額の受注で契約内容の履行されないことを防止することであり、本案件の場合、工事の内容のほとんどが部品交換というよう</p>

意見・質問	回答等
<p>札額が低くなる可能性があるためか。</p>	<p>なものであり、部品の品質については納入時に確認可能であり、履行が適正にできるという判断のもとで最低制限価格を設定していません。</p>
<p>○ 入札額について (1) 工事内容からは技術的な差等は関係ないと思われるが、応札者の2者の間の入札額に大きな差があると感じるが、どのように分析するか。</p>	<p>資材等については品番や規格を詳細に指定していますので、資材費の取扱いの差と、施工する際の工賃といった部分で、各社の単価に差が生じていると推測します。</p>
<p>○ 入札結果の確認について (1) 落札後に内訳書の確認は行ったのか。</p>	<p>確認していません。</p>
<p>○ 指名業者について (1) 資格に該当する業者は、今回の指名業者4者が全てか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 工事の施工について (1) 当該施設の維持管理等に係る修繕について、過去から継続的に落札業者が受注している状況はあるのか。</p>	<p>当該施設は平成14年に竣工して以降、小修繕については地元の関連業者や施設の維持管理業者に行っていただいておりますが、今回のような大規模な修繕は初めてであり、落札業者が継続的に受注していることはありません。</p>

6 平成27年度 市道小浜掛津線道路維持工事・・・指名競争入札

※ 初度の指名競争入札において、開札後本市の設計書に違算があり、落札決定の取り消し及び入札を無効とし、設計内容の見直しを行い、再度入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 初度の入札について (1) 初度の入札について、落札業者とその他の入札参加者の応札金額の差等はどのような状況なのか。</p>	<p>初度の落札業者の応札金額は入札時の最低制限価格と同額であり、その他の4者の応札金額は適正な積算をした場合の最低制限価格と同額です。</p>
<p>○ 再度の入札について (1)</p>	

<p>再度入札において、初度の入札時の応札額と違うのはなぜか。</p>	<p>設計書の内容を一部変更していることによる差であると推測します。</p>
<p>○ 施工内容について (1) 4 業者の応札額が同額になるような精度の高い見積りができるような内容の工事なのか。</p>	<p>こういった舗装の補修工事は非常に工程的に単純なものであり、国が公表している積算基準を適用すれば、ほぼ同額の積算、見積りが可能な状況です。</p>
<p>○ 違算の再発防止について (1) 今回の違算が生じたことにより、違算の原因分析及再発防止のための改善策は具体的にどのような内容か。</p>	<p>今回の違算の原因については、歩掛の臨時改定について職員のなかで徹底が十分できていなかったということであり、従来から関係する職員には改定通知等がある度に内容を確認するようにしていますが、今回の違算が生じた以降は積算室の壁に改定等がある度に大きく貼り出すことにより職員が誰でも常に意識するように注意喚起を行っています。</p>
<p>○ 違算の再発防止について (意見) 今回の参加業者の内 4 業者については臨時改定をしっかりと反映して応札されているので、市のほうでも同じような誤りが起こらないよう対応をきっちりとしていただきたいと思います。</p>	<p>はい。</p>

7 平成 27 年度 (26 災第 3500 号) 市道等楽寺味土野線道路災害復旧工事 … 随意契約

※ 初度の一般競争入札において入札参加者がいないため不調となり、入札参加資格要件の変更を行い実施した再度入札においても参加者がいないため不調となった。再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 (競争入札に付することが不利と認められるとき) の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
○ 業者選定について (1)	

意見・質問	回答等
<p>随意契約の見積りを提出された業者は、一般競争入札時の資格要件を満たしているのか。</p>	<p>施工実績等、一般競争入札時と同様の資格要件を審査し、最終的に業者選定を行いました。京丹後市に入札参加資格登録のある業者ではありません。</p>
<p>○ 業者選定について (2)</p> <p>最終的に3業者が見積りを提出されているが、何故これらの業者は一般競争入札に参加しなかったのか。</p>	<p>随意契約時の業者選定を行う際に、現在公表されています京都府発注の同種工事の過去の工事実績を調査し、それらの応札業者を対象に選定を行いました。3業者とも京丹後市に入札参加資格申請の提出はされていないので、一般競争入札に参加することはできませんでした。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (1)</p> <p>再度入札において、対象となる業者は何者を想定していたのか。</p>	<p>7者です。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (2)</p> <p>再度入札において、想定業者とした7者が入札に参加しなかった要因についてどのように分析するか。</p>	<p>想定業者7者はいずれも京丹後市外の都市部にある業者で、電話等で聞き取りを行った結果、現場技術者の確保が困難であったという意見、感想でした。</p>
<p>○ 入札参加資格登録について (1)</p> <p>随意契約時の見積依頼業者については、自動的に参加資格者名簿に登録されるのか。</p>	<p>本案件に特化したものですので、参加したからといって市の名簿に登録されるということにはなりません。</p>
<p>○ 入札参加資格登録について (2)</p> <p>入札参加資格者名簿への登録申請は業者にとって負担の大きいものなのか。</p>	<p>市では2年に1回の定期受付を行い、HP等においても掲載していますが、本案件の場合は工事自体が本市においても稀な工事ですので、国内でも規模の大きな業者については、あまり対象工事のない市町村へは参加資格申請を出されていないのが実態かと推測されます。</p>
<p>○ 入札参加資格登録について (3)</p>	

意見・質問	回 答 等
<p>入札参加資格者名簿への登録がないと、指名競争入札でも指名できないのか。</p>	<p>そうです。本市の名簿に登録されていることが条件になりますので、指名競争入札には参加できないということになっています。</p>

8 新町地区管渠布設工事その 45 …… 随意契約

※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件で落札率が 100%と高い案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 業者選定について (1) 本案件の受注者が道路改良工事を請け負っているということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 工事の発注方式について (1) 道路改良工事に本案件の管渠布設工事を含めて一体の工事として入札することはできなかったのか。</p>	<p>本件の道路改良工事は、大規模小売店舗の出店計画に伴い都市計画法に係る道路の拡幅工事であり、開発事業者の負担で施工する工事となっていますので、市の工事と併せて発注することはできませんでした。</p>
<p>○ 工事の発注方式について (2) 道路を造り下水道を通す場合、通常は一体工事として一緒に発注するのか。</p>	<p>市が実施主体となり市の土木課が道路改良事業等を行う場合は、合体して一緒に入札するという事はあり得ません。</p>
<p>○ 工事の発注方式について (3) 今まで市の道路改良工事等と一緒に発注していたのか。</p>	<p>市道の開発に併せて下水道管を布設する工事はありませんでしたので、実際には発注の例はありません。</p>
<p>○ 設計金額について (1) 設計金額の積算については、道路改良工事の受注業者が本案件も請け負うという前提で積算しているのか。</p>	<p>はい。既設の道路のアスファルトを剥がす工事を含め、開発事業者側で行う道路改良工事の施工過程部分を外した形で積算し、設計段階で経済性で有利となるよう発注しています。</p>

「3 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回 答 等
(特になし)	

2 談合情報対応状況の報告

内 容
今回はありません。